令和８年度　第４回山梨県公共事業評価委員会

１　日時：令和８年９月30日（水）10:00～15:30

２　場所：山梨県防災新館４階　403・404

３　出席者（敬称略）

（委員）有賀一広、内川義行、斉藤成彦、馬籠純、三澤恭子（五十音順）

（県）治山林道課・耕地課・道路整備課・都市計画課職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、森林環境部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土整備総務課職員

４　傍聴者等の数　０人

５　会議次第

１．開会

(1) 委員長あいさつ

２．議事　　議事録のページ

(1) 審議対象箇所の事業説明

事前５　農政　水利施設整備事業　笛吹川　P2
再　７　農政　中山間地域整備事業　都留西部　P4
事前４　森林　治山事業　近ヶ坂　P5
再１３　県土　街路事業　（都）大門桃林線ほか２路線（市川大門工区）　P6
再１０　県土　道路事業　（主）甲府中央右左口線（メイン通り２号線）　P7
再１１　県土　道路事業　（一）青木ヶ原船津線（(仮）足和田トンネル）　P8
再１２　県土　道路事業　（一）中下条甲府線（長松寺橋）　P8
再　８　県土　道路事業　国道１４０号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）　P9
再　９　県土　道路事業　国道１３７号（新たな御坂トンネル）　P10

(2) 調書の修正箇所説明　P11

事前１　県土　道路事業　国道３５８号（万才橋東交差点外）
再　３　県土　道路事業　国道３５８号（遠光寺北交差点）
再　４　県土　道路事業　（主）韮崎南アルプス富士川線（小笠原橋）
再　５　県土　道路事業　（主）富士川身延線（井出Ⅱ期工区）

(3) 報告案件について　P11

３．閉会

６　議事概要

(2) 審議対象箇所の事業説明

＜事前評価事業＞

事前５　農政　水利施設整備事業　【笛吹川】

（質疑応答）

○委員：調書 P1 の（2）整備内容について工種毎の金額の試算はあるのか。

●耕地課：工種毎に試算をして事業費を算定している。

○委員：何がどの程度の規模感であるのか、金額について出来るだけ当初の状況がわかるように表現できないか。

●耕地課：物価高騰により数年で単価があがることが予測される。あくまで着手時点での事業費であるが、記載方法については検討する。

○委員：ファームポンドは１箇所だが、これだけで問題ないか。

●耕地課：県営で整備したファームポンドは今回整備対象にしている 1 箇所のみである。機能診断の結果、本体に問題は無い。付帯する弁の更新を図る。

○委員：積算は公表されている単価で行っているのか。

●耕地課：基本はそうだが、見積りで対応しているものもある。

○委員：個別での単価を示すのではなく、工種毎くらいで規模感が分かるように表記をしてはどうか。

●耕地課：検討する。

○委員：整備内容だが、優先順位や実施する順番は決まっているのか。

●耕地課：施設毎に機能診断を実施しており、その結果ポンプ設備の優先度が高いため、まずはポンプ設備から整備を実施していく。他の施設も機能診断の結果に基づいて整備を進めていく予定である。

○委員：工期が９年間で事業完了できるか。

●耕地課：工期については、区画整理や農道といった他の整備と比べ、用地買収や地権者調整が少ないことから、予定期間で実施可能と考えている。

○委員：調書 P1 の（1）課題と背景に記載のあるライフサイクルコストの低減について説明してほしい。

●耕地課：機能診断の結果を踏まえ、補修がいいのか、更新がいいのかをコスト的に比較し、供用期間中に最も経済的に優れた対策の検討を各施設に対し行っている。

○委員：その結果がすべて計画に含まれているのか。

●耕地課：そうである。

○委員：調書 P1 の（1）整備目標・効果の主要目標の用排水能力向上率について、1.0 だが、今も能力はあるということか。

●耕地課：そうである。今回は、機能向上させる事業ではなく、現状の能力を維持させるための事業であり、1.0 としている。

○委員：一般的に用水路は余裕を見るのか。

●耕地課：用水路については作物に必要な用水量を計算して断面を決めている。

○委員：施設老朽度の 1.0 とは何か。また 1.46 とは。

●耕地課：施設の耐用年数を 1.0 として、1.46 は現状で、耐用年数を超えているということを表している。評価基準値の 1.0 を超えているということは事業優先度が高いことを表している。

○委員：用排水能力は１を確保していくということは分かった。それなのに所得が増加するとはどういうことか。

●耕地課：農林水産省の基準により効果を算出していて、今回整備をせずに機能が喪失した場合､作付けが出来なくなる｡その場合と比較して農業所得が増加することとしている。

○委員：これらは公表されるものなので、調書 P1 の（１）整備目標・効果に補足説明を入れた方が良い。能力を向上した、という意味に捉えてしまうので、説明は入れた方が良いと思われる。

●耕地課：検討する。

○委員：調書 P2 の（７）事業計画の熟度で記載のある推進会議とは、施設管理者で構成されているのか。

●耕地課：施設管理者である改良区と関係市町で構成されている。

○委員：実際の営農者への合意はどうなっているのか。

●耕地課：改良区と市町が行うことになっている。

○委員：調整は、改良区と市町が対応するということか。

●耕地課：そうである。

○委員：地区の営農状況はどうなっているのか。参入している人が多いのか。

●耕地課：直近の山梨県の新規就農者は 330 人程、うち 124 人が本地域で果樹を栽培している。今回の整備を実施することにより、安定した用水が得られる安心感となり、より新規就農者が増えることを期待している。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再　７　農政　中山間地域整備事業　【都留西部】

（質疑応答）

●委員：調書 P1 の営農飲雑用水の増額について、当初計画に配水池の整備は含まれていなかったのか。営農飲雑用水の増額が大きいため、補足説明として金額の内訳があると分かりやすい。

○耕地課：当初計画では既存施設を補修・修繕しながら活用する方針であったため、配水池改修費は計上していなかった。近年は水道管の老朽化に伴う漏水事故等が全国的に増加しており、災害時においても安定した用水を確保するため、整備する方針へ転換した。営農飲雑用水に係る事業費の内訳については、分かりやすく示せるよう検討する。

●委員：調書 P4 の区画整理について、切土や盛土を抑制するため、等高線に沿って整備する農林水産省の基準に則ったものなのか。

○耕地課：当初は基幹的な道路のみを整備する簡易的な区画整理を計画していたが、担い手による高収益作物の作付けを前提とした計画へ変更したため、等高線に沿って区画を拡大する計画としている。

●委員：調書 P4 について、この地区は畑地として整備する計画なのか。

○耕地課：従前は水田として利用されていた地区であり、計画後も一部では水田利用を継続する箇所があるが、畑地利用も可能な混在型の土地利用を想定している。

●委員：営農飲雑用水の増額が大きいため、近年のニーズや災害対応、老朽化対策などを含めた補足説明を調書に記載した方がよい。

○耕地課：調書への補足説明について検討する。

●委員：調書 P7 では、当初計画の単路線方式から管網方式へ変更したことにより、災害時でも安定供給が可能になると記載されている。管網化によって安定供給が可能となる戸数など、具体的な効果を記載すると説得力が高まると思われる。

○耕地課：具体的な戸数等の記載について検討する。

●委員：調書 P8 の既設利用区間が追加となった理由は何か。

○耕地課：当初計画の対象区域は昭和 40 年代に整備された範囲としていたが、今回追加した区間はそれ以降に整備されたため対象区域から漏れていた。詳細調査の結果、老朽化が判明したことから追加対象とした。

●委員：調書 P8 の新配水池は、既設配水池を統合するものなのか、それとも新設なのか。

○耕地課：既設配水池は廃止し、新たに配水池を整備する計画である。

●委員：調書 P1 について、営農飲雑用水整備による効果はどこに反映されているのか。また、便益が倍以上となっている理由は何か。

○耕地課：営農飲雑用水整備による効果は「生活用水確保効果」として反映している。また、高収益作物への転換や作物単価の上昇により、作物生産効果等の便益が増加している。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜事前評価事業＞

事前４　森林　治山事業　【近ヶ坂】

（質疑応答）

○委員：環境負荷への影響について、「地形改変は最小となる計画」とあるが、具体的にはどのような計画を指すのか。

●治山林道課：地形改変を最小限とするため、既存地形や地質条件を十分に踏まえた施設配置・構造計画としている。単に画一的な構造の施設を設置するのではなく、地質によって掘削範囲や構造物の規模を変更するなど、現地状況に即した施設を設置することを指す。

○委員：保全対象に人家９戸とあるが、図面上のどこに位置するのか図示してほしい。また、この地域のハザードマップに施設整備後の効果は反映されるのか。

●治山林道課：保全対象である人家９戸については、委員会資料に位置を追記する。なお、ハザードマップに整備後の効果は反映されないが、地元市町村に対して事業の実施及びその効果について周知を行っている。

○委員：土砂整備率の評価基準値は 70%となっているが、事業実施により何%まで上昇するのか。また、土砂整備率は流域全体で算定しているのか、それとも施設を整備する支流のみで算出しているのか。

●治山林道課：事業実施により 100%まで上昇する。また、流域全体で算定している。

○委員：B／C の災害防止便益について、被災する人家等の被害額を用いて算定しているのか。また、迂回路効果等も評価項目に含んでいるのか。

●治山林道課：林野庁の定める費用対効果分析手法に基づき便益を算定している。

○委員：評価調書の評価基準値については、他部局においても整理をお願いしているところであり、本件についても対応をお願いしたい。

●治山林道課：評価調書の評価基準値に注記を追記する。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再１３　県土　街路事業　【（都）大門桃林線ほか２路線（市川大門工区）】

（質疑応答）

●委員：事業費及び事業期間の変更は、市川三郷町都市計画マスタープランの改定が主な要因か。

○都市計画課：市川三郷町都市計画マスタープランの改定が主たる要因である。本事業は令和５年４月に事業化したが、その後、令和６年３月にマスタープランが改定されたため、町のまちづくり方針との整合を図るべく、交差点形状や道路幅員、事業範囲等の見直しを行った。その結果、事業費及び事業期間の変更が生じている。

●委員：市川三郷町都市計画マスタープラン改定時に、町と県が意見交換を行う機会はあるのか。

○都市計画課：市川三郷町都市計画マスタープランの改定に当たっては、策定委員会が設置され、県都市計画課も委員として参画している。そのため、改定内容については、検討段階から町と県が意見交換を行いながら進められている。

●委員：市川三郷町都市計画マスタープランの改定について、調書へ記載しているか。

○都市計画課：市川三郷町都市計画マスタープランの改定については、調書 P2 の（９）事業概要の大幅な変更 ④特記事項に記載している。

●委員：都市計画マスタープランの改定時期がもっと調書内の分かりやすい場所に記載してほしい。

○都市計画課：改定時期が分かるよう、調書 P1 の（３）所管部の方針等へ改定時期を追記するなど、記載内容を修正する。

●委員：（都）役場前線の路肩は 0.5m のままか。通学利用を踏まえ、自転車通行空間の確保は必要ないか。

○都市計画課：（都）役場前線については、現時点では路肩幅員を 0.5m としている。なお、道路の連続性の確保の観点から、市川三郷町が事業主体となる役場前線南進計画の計画内容を踏まえ、将来的に横断構成を見直す可能性がある。今後、関連事業の進捗や道路利用状況等を踏まえながら検討していく。

●委員：用地補償工法の変更内容について、割合等の記載してほしい。

○都市計画課：用地補償工法の変更内容がより分かりやすく伝わるよう、割合等の定量的な情報の追記を検討する。
○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再１０　県土　道路事業　【(主）甲府中央右左口線（メイン通り２号線)】

（質疑応答）

●委員：B／C が低下した理由は何か。
○道路整備課：当初評価時点における推計交通量に対し、今回評価時の推計交通量が減少したことにより便益が減少したためである。なお、交通量推計は国土交通省所管のセンサス OD データを基に実施しているが、詳細な内容は公表されておらず、交通量減少の具体的な要因は確認できないものの、その影響によるものと考えている。
●委員：事業期間の延長が 3 年となっているが、現時点でリニア駅の計画が明らかになっていない状況で、今後さらに事業期間を延長する可能性はないか。
○道路整備課：本事業はスマートインターチェンジへのアクセス道路の整備を目的として進めており、リニア駅本体工事の進捗が本事業に特段影響するものではない。また、スマートインターチェンジについても供用時期に合わせて事業を進めていくこととしている。このため、現時点では再度の事業期間延長は想定していない。
●委員:リニア駅北側のみ地盤改良工事を追加しているが､南側の地盤には問題ないのか。
○道路整備課：リニア駅北側については、大規模な盛土を施工する計画であり、地質調査の結果、地盤改良工事が必要となった。一方、南側については置換工が必要となるものの、大規模な盛土施工を伴わないため、地盤改良工事は不要である。
●委員：埋蔵文化財調査の調査位置を平面図上に示すことは可能か。
○道路整備課：埋蔵文化財調査の調査位置については、平面図上に示すよう対応する。
○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再１１　県土　道路事業　【(一）青木ヶ原船津線（(仮）足和田トンネル)】

（質疑応答）

●委員：交差点の位置に変更はないが、右折レーンの設置によりトンネル断面の拡幅が必要となったことは、当初から分かっていたのではないか。

○道路整備課：当初は坑口位置が未定であり、詳細設計後に決定したことから、坑口から約 40m区間においてトンネル断面の拡幅が必要となった。

●委員：便益の合計は増加している一方で、交通事故減少便益及びその他便益が減少している理由は何か。

○道路整備課：交通事故減少便益については、事故率と交通量の割合による算定結果により減少したものと考えている。また、その他便益については、観光客増加便益のうち日帰り客と宿泊客の割合が変化したことで、旅行中の消費額が減少したことが影響している可能性がある。

●委員：事業期間が６年延びる主たる理由は何か。

○道路整備課：用地交渉に時間を要して遅延していることと、トンネルの掘削方法が変更になっていることが理由。当初はトンネルを両坑口から同時に掘削する計画であったが、詳細設計の結果、排水処理等の施工条件を踏まえ、片坑口からの片押し施工に変更した。このため､トンネル掘削期間が長期化することとなり､事業期間を延長する必要が生じた。

●委員：トンネル坑口部の構造について､「景観形成に寄与した設計」とあるが、どのような内容か。

○道路整備課：坑口周辺の法面処理に際し、周辺の自然景観に配慮した設計としている。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再１２　県土　道路事業　【(一）中下条甲府線（長松寺橋)】

（質疑応答）

●委員：令和６年度に再評価を実施しているが、その時点で完成年度の見直しや仮橋撤去工法の検討はしなかったのか。

○道路整備課：令和６年度時点では、最後の地権者との交渉が継続しており、事業完了の

見通しが立たなかったことから、完成年度の見直しには至らなかった。また、仮橋撤去工法については、前回再評価以降に見直しを実施している。

●委員：用地取得はどのような状況か。

○道路整備課：用地については契約済みであるが、現在は物件移転が完了していない状況である。

●委員：護岸復旧範囲が増加したとのことだが、新橋上下流は県の河川事業により整備が進められている。このため、橋梁工事に伴う護岸復旧についても、現況復旧ではなく、河川事業本来の計画と整合を図った復旧となっているのではないか。

○道路整備課：橋梁工事に伴う護岸復旧については、河川管理者と協議・調整を行い、河川事業に合わせた形状としている。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再　８　県土　道路事業　【国道１４０号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）】

（質疑応答）

●委員：工事内容の変更とは別に、労務費や建設資材価格の高騰を個別に整理し増額理由としているが、個別での算出が可能という解釈でよいか。

○道路整備課：可能である。当該事業は国の事業評価対象案件であり、物価上昇による増額分を個別に整理している。

●委員：便益総額は増加している一方で、走行時間短縮便益や交通事故減少便益が減少している理由は何か。

○道路整備課：交通量の増加や交通流の変化に加え、大型車両の交通転換などが要因であると考えている。

●委員：橋長や支間長の変更により事業費が増額したとの説明であったが、調書の記載だけでは内容を理解しにくい。

○道路整備課：橋長や支間長の変更内容及び増額理由が分かりやすく伝わるよう、調書の記載内容を修正する。

●委員：鋼重が増えているが、その他の変更は生じないのか。

○道路整備課：橋梁全体として考慮している。

●委員：調書 P1（１）②事業進捗には「橋梁上部構造の変更等」と記載されているが、表

現方法を工夫した方がよい。

○道路整備課：「橋梁構造の変更」に修正する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再　９　県土　道路事業　【国道１３７号（新たな御坂トンネル）】

（質疑応答）

●委員：今回の再評価は、事業開始から５年経過したことによるものか。

○道路整備課：当該案件は国の事業評価対象であり、国の基準に則り、事業開始から５年が経過したタイミングで再評価を実施するものである。

●委員：トンネル設計は本年度中に完了予定か。

○道路整備課：現在は明かり部の設計を実施している。トンネル本体の設計については、設計に必要な調査等に時間を要していることから、現時点では未着手である。

●委員：今後計画が変わる可能性があるのか。

○道路整備課：事業が進むうえで変更が生じる可能性はある。

●委員：４年間の事業期間延伸は長い印象を受ける。調書だけでは十分に伝わらないため、具体的にどのような理由か。

○道路整備課：整備検討会を複数回開催し、その中で技術的課題への対応や必要な調査・検討を進めてきたことから、工事着手までに時間を要し、事業期間の延伸が必要となった。

●委員：検討会での議論内容や技術的課題への対応、各種調査・検討に時間を要したことについて、調書へ具体的に記載した方が県民にも理解されやすいのではないか。

○道路整備課：修正する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

(2) 調書の修正箇所説明

事務局から説明を行い、出席委員により確認された。

(3) 報告案件について

（説明省略）

〇委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

〇委員：なし。